

○尼崎市水路管理条例施行規則

昭和52年3月31日

規則第20号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市水路管理条例(昭和52年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)第12条第3号及び第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平21規則30・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において、「水路」、「使用等」又は「使用者」とは、それぞれ条例第2条第1項又は第5条第1項若しくは第2項に規定する水路、使用等又は使用者をいう。

(平21規則30・一部改正)

(使用等の許可の申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定により許可(以下「使用等許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用等許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 使用等許可を受けようとする者及び条例第7条第1項に規定する保証人(以下「保証人」という。)の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名。以下同じ。)

(2) 使用等の場所

(3) 使用等の目的

(4) 使用等の面積、工作物の数量等

(5) 使用等の期間

(6) 使用等に係る工事が必要なときは、その期間及び方法

(7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の使用等許可申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が使用等許可の申請の内容に鑑みて添付する必要がないと認める図書については、この限りでない。

(1) 使用等に係る水路の位置図、平面図、横断図及び区域の求積図

(2) 工作物を設置するときは、当該工作物の構造図及び仕様書

(3) 使用等の場所の隣地の土地又は建物の所有者又は占有者に不利益を及ぼすと認められるときは、当該者の同意書

(4) その他市長が必要と認める図書

3 条例第5条第2項の規定により許可(以下「使用等変更許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用等変更許可申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 使用等変更許可を受けようとする者及び保証人の氏名及び住所

- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 変更事項
- (4) 変更の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平21規則30・全改)

(許可期間)

第4条 使用等許可の期間(以下「許可期間」という。)は、5年以内で市長が定める。

- 2 許可期間は、これを更新することができる。
- 3 許可期間を更新しようとする者は、あらかじめ、市長の許可(以下「更新許可」という。)を受けなければならない。
- 4 更新許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した更新許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 更新許可を受けようとする者及び保証人の氏名及び住所
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 許可期間
- (4) 更新の期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平21規則30・一部改正)

(許可書の交付)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による使用等許可の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、水路の管理上支障を及ぼさないと認めるときは、当該申請を行った者に使用等許可書を交付するものとする。第3条第3項の規定による使用等変更許可の申請及び前条第4項の規定による更新許可の申請があった場合も、同様とする。

(平21規則30・一部改正)

(連帯保証人の要件等)

第6条 保証人は、使用者と独立の生計を営み、かつ、使用者の債務を保証するに足る資力を有すると市長が認める者でなければならない。

- 2 使用者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の要件を備える者を新たに保証人として立てなければならない。
 - (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)が不明になったとき。
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3) 失業、破産手続の開始その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。
 - (4) 死亡したとき(法人にあっては、合併以外の理由により解散したとき。)

(平21規則30・全改)

(権利譲渡等の承認の申請等)

第7条 条例第9条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、権利譲渡等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、水路の管理上支障を及ぼさないと認めるときは、当該申請を行った者に権利譲渡等承認書を交付するものとする。

(平21規則30・全改)

(使用料の減免)

第8条 条例第12条第3号の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第46条各号に掲げる事業のために使用等をするとき。
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業のために使用等をするとき。
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために使用等をするとき。
- (4) 水道若しくはガスの引込管、汚水(工業に係る事業に起因するものを除く。)若しくは雨水の排水管又は電気事業若しくは電気通信事業の用に供する引込線若しくは引込管で、私有のもののために使用等をするとき。
- (5) 使用等に係る電柱又は支柱に、街路灯(防犯灯を含む。)、道路標識その他市長が公益上必要があると認めるものを添加したとき。
- (6) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

2 使用料の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1号若しくは第2号又は前項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき 所定の使用料の全額
- (2) 前項第5号に該当するとき 所定の使用料の額の3分の1に相当する額
- (3) 前項第6号に該当するとき 市長が別に定める額

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平21規則30・全改、平25規則5・一部改正)

(使用料の還付)

第9条 使用料の還付額は、既納の使用料のうち、使用者の責めによらない理由により使用等ができなくなった事実が発生した日の属する月の翌月以後の使用料に相当する額とする。

2 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(平21規則30・一部改正)

(立入検査証)

第10条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(平21規則30・一部改正)

(届出)

第11条 条例第8条第2項、第10条及び第15条の規定による届出は、届出書により行わなければならない。

(平21規則30・一部改正)

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例施行細則(昭和11年尼崎市告示第68号)の規定に基づいてなされた出願その他の行為は、この規則に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によってなされたものとみなす。

付 則(平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月19日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平21規則30・全改)

別記様式

(表面)

第 号	↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、尼崎市水路管理条例(昭和52年尼崎市条例第22号)第14条第1項の規定により使用者の水路の使用等についての状況の検査のため当該使用等に係る場所に立ち入ることができる者であることを証明します。	
平成 年 月 日	
尼崎市長	印
← 9センチメートル →	

(裏面)

尼崎市水路管理条例(抜粋)
(立入検査)
第14条 市長は、水路の管理上必要な限度において、その職員をして使用者の使用等に係る場所に立ち入らせ、その使用等についての状況を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(過料)
第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。 (7) 正当な理由がなく第14条の規定による立入検査を拒んだ者
第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。